

プレスリリース

2024年12月6日

司法記者クラブ・幹事社 每日新聞御中 (FAX0355129080)

一審原告ら代理人弁護士 指宿 昭一

「全国部落調査」復刻版出版事件裁判上告棄却記者会見のご案内

最高裁第三小法廷は上告棄却・不受理を決定

「差別されない権利」を認めた東京高裁判決が確定

◆記者会見

とき 2024年12月10日（火）13：00～

ところ 司法記者クラブ（東京高裁内）

出席 上告人・上告受理申立人（一審原告）ら複数名・弁護団数名 撮影可能

◆事件番号

- 最高裁第三小法廷令和5年（才）第1710号・令和5年（受）第2187号（2024年12月4日決定）（一審原告上告）
- 最高裁第三小法廷令和5年（才）第1711号・令和5年（受）第2188号（2024年12月4日決定）（一審被告上告）

◆一審判決・控訴審判決（最高裁HPに掲載）

- 一審判決 東京地裁平成28年（ワ）第12785号（令和3年9月27日判決）
https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail4?id=q1299
- 控訴審判決 東京高裁平成4年（ネ）第1893号（令和5年6月28日判決）
https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail4?id=q2822

【事件の経過】

(1) 被差別部落所在地リストの出版企画

2016年2月、神奈川県の出版社「示現舎」が「復刻 全国部落調査 部落地名総鑑の原典」（以下「復刻版」）と題し、当時、手書きだった資料を活字化・データ化し、さらに現在地名など加えるなどし、どこが被差別部落なのか一目でわかるようにして出版を企てました。

また、示現舎はインターネット上で「鳥取ループ」を名乗り、ウェブサイト「同和地区Wiki」で、「復刻版」のPDFデータを公表し、また「部落解放同盟関係人物一覧」という題名で、部落解放同盟関係者の名前や住所、電話番号などを承諾のないまま勝手に公開しました。

(2) 2016年4月 「復刻版」の出版差止めなどを求め提訴

部落解放同盟と、「関係人物一覧」で名前が公表されるなどした248人（当時）が原告となり、①「復刻版」の出版差止め、②ウェブサイトの削除、③損害賠償を東京地裁に請求しました。損害賠償については、出版およびウェブサイトの公開によって、①差別を受けない権利、②プライバシー権、③名誉権が侵害されているとして1人110万円の損害賠償を請求しました。

(3) 東京地裁判決

2021年9月27日の東京地裁判決は、①被差別部落の一覧の公表が身元調査を容易にし、部落差別を助長するとし、プライバシーを違法に侵害するものと認め、「全国部落調査」および「復刻版」記載の41都府県のうち25都府県の差止めおよび二次利用の禁止を認めました。また、②「関係人物一覧」について、すでに当該ウェブサイトは削除されており、差止めは否定されたが、作成自体は違法なものとし、損害賠償を認めました。そして、③原告1人あたり5,500～44,000円の範囲で、原告234人（判決時）のうち219人について損害賠償を認めました。

しかし、「全国部落調査」および「復刻版」の差止め範囲から原告の出でていない県を除いたり、記載された地名と原告の現住所・現本籍が該当する場合のみ権利侵害を認定するなど、身元調査などによって、過去の住所や本籍、親族の出身や居住地なども差別の判断材料にされている実態から考えると、部落差別の実態を理解していないと言わざるをえません。

また、「カミングアウト」と「アウティング」の違いが考慮されないばかりか、第三者が暴露している情報にも関わらず、部落解放同盟所属・部落出身ということが「広く知られている」と判断された原告は権利侵害が認められませんでした。加えて、「みだりに覗き見られたくない」という古い解釈によるプライバシー権を基にした判断だったため、自己情報コントロール権が踏まえられていない内容となっています。

さらに、仮処分段階では全ての裁判で認められていた「差別されない権利」が認められず、その権利侵害とプライバシー権侵害が成立する範囲が同じと判断されています。

極めて問題のある判決であると考え、原告・弁護団は控訴しました。

(4) 東京高裁判決

2023年6月28日の東京高裁判決は、①「復刻版 全国部落調査」の出版差止めについて認める判断を維持した上で、②差止めの範囲を一審判決の25都府県から31都府県に拡大し、「部落解放同盟関係人物一覧」については一審判決の判断を

維持し、③賠償については賠償の総額を約 550 万円に増額する内容でした。

高裁判決は、事実認定の部分において各種の資料引用を大幅に増加させ、現在も残る厳しい部落差別の実情について詳しく認定した。かかる「現在も残る厳しい部落差別の実情」に関する事実認定の追加を踏まえ、地裁判決で否定していた「差別されない権利」の侵害を認めました。

しかし、高裁判決が差別されない権利を認めながら全国 41 都府県の差止めを認めなかった点、部落解放同盟の業務遂行権の侵害を認めなかった点を不服として、原告・弁護団は、同年 7 月 6 日に上告及び上告受理申立てをしました。なお、一審被告側も、同年 7 月 11 日に上告及び上告受理申立てをしました。

（5）最高裁決定

2024年12月4日、最高裁第三小法廷は、一審原告・一審被告双方の上告を棄却し、上告受理申立てを受理しない決定を行いました。この決定によって、東京高裁判決が確定しました。

「全国部落調査」復刻版出版差し止め事件裁判
<http://www.stop-burakuchousa.com/>

⇒



<問い合わせ先>

●弁護士 指宿昭一 090-8451-4709 ibu61@nifty.com
〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4丁目28番19号 高田馬場トーションビル4
階暁法律事務所 TEL 03-6427-5902 FAX 03-6427-5903

●部落解放同盟中央本部（担当） 川口
〒104-0042 東京都中央区入船1-7-1
TEL 03-6280-3360 FAX 03-3551-6500 メール kawaguchi@b11.gr.jp

原告団・弁護団声明

1 事件の概要と最高裁決定の内容

2024年12月4日、最高裁判所（第3小法廷 平木正洋裁判長）は、いわゆる『全国部落調査』復刻版出版差止事件について、一審原告と一審被告の双方による上告を棄却し、上告受理申立てを不受理とし、当該事件についての東京高裁判決（2023年6月28日判決。土田昭彦裁判長）が確定することとなった。

この事件は、出版社を名乗る「示現舎」（代表：宮部龍彦）が、「復刻版 全国部落調査」と称して全国の被差別部落の「部落名」や「現在地」などを一覧表にした書籍を出版しようとし、同書籍の電子データや「部落解放同盟関係人物一覧」などと称して個人の住所や電話番号・SNSのアドレスなどのプライバシー情報を承諾なくインターネット上に開示しダウンロード可能な状態においていたことに対し、原告ら合計249名が、①「復刻版 全国部落調査」の出版の禁止や上記データ類をインターネット上から削除することを求め、②「部落解放同盟関係人物一覧」のインターネット上からのデータ削除を求め、③原告1名あたり110万円の損害賠償を求めていた事件である（訴訟の経過とともに死亡した原告が生じたため最高裁の決定時には一審原告の数は235名となった）。

2 原告団・弁護団の最高裁決定に対する受け止め

（1）差別されない権利を最高裁判所が承認した点は歓迎する

本件の東京地裁判決（2021年9月27日判決。成田晋司裁判長）は原告の権利侵害の内容について「差別されない権利」の侵害を認めず、としてプライバシー権侵害が存在するものと判断した。

これに対し東京高裁判決は、正面から「差別されない権利」が侵害されることを認め、しかも「差別されない権利」は憲法13条及び14条に由来することを宣言した。

差別されない権利を人格権の内容として承認した判例は本件が初であり、最高裁が憲法に由来する一般的な権利内容として「差別されない権利」を承認したことは、すべての差別と闘う人士にとって画期的な成果であると言える。原告団・弁護団はこの点について歓迎する。

(2) 東京高裁判決の緻密な分析と論理構成を最高裁が是認した点は評価する

本件の東京高裁判決は、①部落差別の実態を詳細に分析し、②制度上の身分差別はなくなったにもかかわらずなお差別・偏見が残存していることは部落差別の根深さを示すものであると評価し、③部落差別はその後の人生に甚大な被害を与えることを認め、④インターネットの部落差別の特質（ネットは便宜さもある反面で誤った興味本位の情報もあり、インターネット上の情報に接することで新たな差別意識が生じかねない点）を踏まえ、⑤差別されない権利の侵害を認めるという、緻密かつ詳細な論

理性をもって作成されている。

この東京高裁判決を最高裁としても是認したことは、インターネットの発達に伴い、新しい形で部落差別が激化している現状を踏まえた適切な判断であると評価する。

(3) 出版などの差止範囲を限定した点については厳しく批判する

本件の東京地裁判決は出版差止の都府県の範囲を 25 都府県にとどめ、東京高裁判決はこれを 31 都府県に拡大したが、最高裁は更なる拡大を行ふことを回避した。被差別部落の地名を晒すことはどの都府県であつても違法であるが、権利侵害を認める原告がいない都府県については差止の対象範囲外であるとする東京高裁判決の判断が維持されたことになる。

しかしながら、差止対象から漏れた 10 の都府県において部落差別が生じないことはあり得ないし、都府県をまたいだ住所の移転も日常茶飯事であるから、最高裁の判断は硬直的では認できない。インターネットは県境どころか国境すら軽々と超えて情報伝達をするのであるから、全国一律の出版差止を認めるべきであった。

ただし、最高裁としても東京高裁判決が差止対象外とした 10 の都府県について被差別部落の地名を晒すことは違法と判断していることは広

く認識されるべきである。

3 原告団・弁護団は今後も部落差別の解消に向けて奮闘する

本件は最高裁決定により終了することとなるが、一審被告は東京高裁判決が出て以降も執拗に、手を替え品を替え、被差別部落の地名を晒すことに執着している。

部落差別解消に立ち上がる人々は既に全国3つの地方裁判所（新潟、埼玉、大阪）で「部落探訪削除訴訟」を提起し、なお部落差別を煽り続ける一審被告らを追い詰める闘いを続けている。これらの闘いは一審被告をはじめ、部落差別を煽るすべての差別者に対して続けられるであろう。

その一方で、本件判決は原告のいない都府県における差止を認めないことなど、個人の権利侵害が前提となる民事訴訟の限界を示した。なお部落差別をやめようとした人が存在する以上、一般的な「差別禁止法」の制定が必要不可欠である。

原告団・弁護団は、この世の中からすべての差別をなくすために本判決を活用し、今後も奮闘することを誓って声明とする。

2024年12月10日

『全国部落調査』復刻版出版差止事件原告団・弁護団一同